



平成27年度 清須市表彰式

清須市の発展にご尽力いただいております皆様の表彰式が、11月3日(祝)に市役所本庁舎にて開催され、次の4名の方が表彰されました。

■問合せ 人事秘書課(本庁舎)



市民功労表彰



市民功労表彰とは、住民自治の進展、社会福祉の増進、保健衛生の向上、産業経済の振興、地域開発の推進、教育・文化・芸術及びスポーツの振興、地域交流又は国際親善の推進、災害の防止などに寄与し、これらの分野の職を10年以上務められ、現在も尽力いただいている方々、その他顕著なる功績があった方々に贈られるものです。

(順不同・敬称略)

山口 富美代(清洲弁天)
関 恒夫 (阿原)

横井 圭子(阿原)
浅野 正二(土器野)

秋の叙勲

《瑞宝中綬章》

長年にわたり、医師として保健衛生の向上に尽力された功績によるものです。

(敬称略)

原 誠(寺野)

《旭日双光章》

長年にわたり、議員として地方自治の推進に尽力された功績によるものです。

(敬称略)

近藤 敏明(土器野)



秋の褒章

《藍綬褒章》

長年にわたり、市消防団員として地域住民の安全・安心のために尽力された功績によるものです。

(敬称略)

齋藤 雅美(須ヶ口駅前)

長年にわたり、保護司として保護観察対象者の社会復帰や改善更生などに尽力された功績によるものです。

(敬称略)

菅沼 博(助七)



表 彰

《社会福祉功労者厚生労働大臣表彰》

長年にわたり、民生委員・児童委員として社会福祉の推進に尽力された功績によるものです。

(敬称略)

山田 圭子(須ヶ口)



皆様のご意見をお聞かせください **パブリック・コメント**

污水適正処理構想(案)について

污水適正処理構想は、市全域において下水道などの各種污水処理施設の整備を適切な役割分担のもと、計画的かつ効率的に実施していくためのものです。今回、人口の減少や財政状況などの社会情勢の変化に対応するため、構想の見直しを行います。そこで、この構想(案)に広く皆様の考えを反映させるため、意見の募集を行います。

閲覧場所 閲覧期	○上下水道課(西枇杷島庁舎)・市民課(本庁舎)・清洲支所・春日支所 12月21日(月)～平成28年1月20日(水) 午前8時30分～午後5時15分(閉庁日を除く。) ○市ホームページ パブリック・コメントのページ
意見提出資格	市内にお住まい、お勤め、在学の方及び事務所又は事業所を有する方
意見提出方法	<p>案件名、氏名(法人名)、住所を記入のうえ郵送、FAX、Eメール又は窓口提出でお願いします。様式は問いません。</p> <p>▼郵送・FAX・Eメールの場合 〒452-8503 清須市西枇杷島町花咲84番地 清須市役所西枇杷島庁舎 建設部上下水道課 宛て FAX 052-504-2655 Eメール jogesuido@city.kiyosu.lg.jp</p> <p>▼窓口の場合 上下水道課(西枇杷島庁舎)・市民課(本庁舎)・清洲支所・春日支所 ※電話、口頭でのご意見は受付しません。</p>
意見募集期間	12月21日(月)～平成28年1月20日(水) (郵送は締切日の消印有効、その他は締切日必着)
提出されたご意見の 取扱い・対応	提出されたご意見は、整理分担したうえで、市の考え方とともに一定期間公開します。(個人情報に関しては公開しません。)

■問合せ 上下水道課(西枇杷島庁舎)

下水道への接続にご協力お願いします

供用開始となった区域の家屋の所有者は、汲取り便所にあつては3年以内に、浄化槽にあつては遅滞なく、下水道への接続(排水設備の設置)が義務付けられます。早期の下水道への接続をお願いします。

既に供用済みの区域で、下水道への接続がお済みでない方も、早期の下水道への接続をお願いします。下水道に接続する際には、次の補助制度を用意していますので、ご活用ください。

- ・排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給制度
 - ・浄化槽雨水貯留施設転用費補助制度:下水道への接続に伴い不要となる浄化槽を雨水貯留施設へ転用するための補助制度
 - ・宅地内污水ポンプ設備設置費補助制度:低地などの理由により宅地内に污水ポンプ設備を設置するための補助制度
- ※供用開始の日から3年以内であることなど条件もありますので、詳細は上下水道課(西枇杷島庁舎)にお問合せください。



下水道利用のエチケット

下水道施設が正しく機能し、その役割を果たすためにルールを守りましょう。



× 下水道へ流してはいけないもの ×

油脂類	てんぷら油・ガソリン・車の廃油など
酸類	塩素系の洗剤・バッテリー液など
薬物類	農薬・消毒液・溶剤など
重金属類	体温計の水銀・カドミウムなど
ゴミ類	生ゴミ・布・ゴム・セメント・建材・紙おむつ・ティッシュ・水に溶けないペットの紙砂

■問合せ 上下水道課(西枇杷島庁舎)





平成28年1月から マイナンバーの利用がはじまります

現在、皆様一人ひとりのマイナンバー(個人番号)を「通知カード」でお知らせしておりますが、平成28年1月からは、市役所での社会保障(福祉分野の給付、医療など)や税にかかわる手続きにおいて、マイナンバーの確認が必要となる場合があります。



その1 「個人番号カード」の交付

「個人番号カード」は、マイナンバーが記載された顔写真付のカードで、いろいろな場所で身分証明としても使うことができる便利なカードです。

「個人番号カード」は、お届けしました「通知カード」の下に付いている「個人番号カード交付申請書」を使って無料で申請できますので、この機会に申請をしてください。

「個人番号カード」のイメージ (表面) (裏面)



(表面) 「通知カード」の見本 (裏面)



【申請方法】

《方法1》「個人番号カード交付申請書」に、①署名又は記名押印をし、②顔写真を貼り付けて、③返信用封筒に入れてポストへ投函してください。

《方法2》スマートフォンで顔写真を撮影し、交付申請書に記載されているQRコードからインターネットに接続してください。

【受取方法】

ご本人が窓口で受取ることができます。受取りの際は、①「通知カード」、②申請後に届く交付通知書(はがき)、③運転免許証などの本人確認できるもの(次ページ「その2 手続きにおけるマイナンバー及び本人確認」を参照)、④住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)をご持参ください。



マイナンバー制度に乗じた詐欺にご注意ください

マイナンバー制度を理由として、行政機関などが電話や訪問により個人情報の聞き取りや手続きを求めることはありません。



《マイナンバー制度全般のご相談はこちら》

●内閣府 マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178(無料) 平日 午前9時30分～午後10時

【土・日曜日・祝日(年末年始を除く。)]は午前9時30分～午後5時30分】

※IP電話等でつながらない場合は☎050-3816-9405におかけください。

《通知カードや個人番号カードのご相談はこちら》

●総務省 個人番号カードコールセンター

☎0570-783-578 平日 午前8時30分～午後10時

【土・日曜日・祝日(年末年始を除く。)]は午前9時30分～午後5時30分】

※IP電話等でつながらない場合は☎050-3818-1250におかけください。

■問合せ 市民課(本庁舎)

その2 手続きにおけるマイナンバーおよび本人確認

マイナンバーを利用する手続きでは、マイナンバーの確認と同時に、ご本人であることを確認させていただきます。必要があります。

手続きをする際は、マイナンバーが確認できる「個人番号カード」もしくは「通知カード」と、本人確認できるものをお持ちください。(ただし、「個人番号カード」をお持ちの方は、本人確認できるものは不要です。)

マイナンバー確認	本人確認
個人番号カード(1枚で、マイナンバーの確認と本人確認の両方ができます。)	
通知カード もしくは 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	<写真付きのものいずれか1つ> 運転免許証、旅券、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、在留カード、特別永住者証明書など もしくは <写真がないものいずれか2つ> 医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書など

マイナンバーが必要となる手続きの種類や時期などの詳細につきましては、担当課にお問合せください。

12月28日まで
住民基本台帳カードの
発行・交付が終了します

12月28日までに交付された住民基本台帳カードは、記載された有効期間まで有効です。

住民基本台帳カードをお持ちの方が、個人番号カードを取得した場合は、住民基本台帳カードを廃止、回収します。(重複所持はできません。)

住民基本台帳カード向け
公的個人認証サービス
ご利用の方へ

住民基本台帳カード向け公的個人認証サービス電子証明書の有効期間は3年です。(住民基本台帳カードの有効期間とは異なりますのでご注意ください。)

住民基本台帳カード向け公的個人認証サービス電子証明書発行、更新業務の終了日時は、12月22日(火)午後5時までとなります。これ以降、住民基本台帳カード向け電子証明書の発行及び更新を行うことはできませんので、ご注意ください。

e-Taxで確定申告する方へ

確定申告を控えた時期に、電子証明書の有効期限を迎えられる方は、12月22日までに住民基本台帳

カードに電子証明書を発行・更新していただくか、平成28年1月以降に、個人番号カードの交付を受けていただく必要があります。(平成29年1月以降は、電子証明書を利用することなく、e-Taxで確定申告できるようになります。)

個人番号カードは、11月中頃以降に住民票の住所に届く「通知カード」に同封されている個人番号カード交付申請書で、申込できます。(初回手数料は、無料です。)

ただし、個人番号カードは申請に基づき、地方公共団体情報システム機構が一括して作成するため、申込から交付まで日数がかかります。なお、制度開始直後は申請が集中し、平成28年1～3月の確定申告に、個人番号カードの交付が間に合わない可能性がありますのでご注意ください。

▼住民基本台帳カード・公的個人認証サービスに関する問合せ
市民課(本庁舎)

▼e-Taxに関する問合せ
国税庁e-Taxヘルプデスク

☎0570・01・59001
(ナビダイヤル)

受付時間

月～金曜日(祝日等及び12月29日～1月3日を除く)午前9時～午後5時





名鉄新清洲駅南自転車等駐車場・北自転車駐車場が平成28年3月1日にオープンします

名鉄新清洲駅南地区及び北地区に新しい自転車等駐車場が、平成28年3月1日にオープンします。この駐車場は、公益財団法人自転車駐車場整備センターにより、運営・管理されます。

新しい自転車等駐車場の利用開始に伴い、これまで利用いただいていた市自転車駐車場は閉鎖します。3月1日以降は、利用できませんのでご注意ください。

1.概要

■新清洲駅南自転車等駐車場

平面式シェルター、平置きによる収納方式、一部スライドラック式

自転車：定期利用、一時利用

原付一種(50cc以下)：定期利用、一時利用

原付二種(51cc～125cc)：定期利用、一時利用

■新清洲駅北自転車駐車場

平置きによる収納方式(屋根なし)

自転車：定期利用のみ



2.利用料金

エリア	区分		利用料金			
			一時利用	定期利用		
				1か月	3か月	6か月
駅南	自転車	一般	100円	2,000円	5,400円	10,200円
		学生		1,500円	4,050円	7,650円
	原付一種(50cc以下)		200円	3,000円	8,100円	15,300円
	原付二種(51cc～125cc)		250円	4,000円	10,800円	20,400円
駅北	自転車	一般	/	1,500円	4,050円	7,650円
		学生		1,120円	3,030円	5,730円

※一時利用は1時間まで無料(入庫から24時間ごとに100円課金されます。)

■定期利用料金の学生料金

(1)学生とは、小学生、中学生、高校生、高等専門学校、大学に在学する者及び義務教育終了後専ら専修学校及び各種学校に在学する者をいいます。

(2)利用申込(新規・更新)の際には、学生証の提示が必要となります。

※応募方法については、折込チラシ・市ホームページをご覧ください。

■問合せ 防災行政課(本庁舎)

「きよす あしがるバス」 年末年始の運休のお知らせ

「きよす あしがるバス」は、年末年始の次の期間中運休します。



運休期間

平成27年12月29日(火)
～ 平成28年1月3日(日)

今後も引き続き、「きよす あしがるバス」をご利用ください。

■問合せ 企画政策課(本庁舎)

12月議会定例会の日程

本会議・委員会はお気軽に傍聴できます。詳しくは、議事調査課(本庁舎)までお尋ねください。

開会日	会議等
1日(火)	本会議(行政報告・質疑、議案提案・説明)
3日(木)	本会議(一般質問)
4日(金)	本会議(一般質問)
8日(火)	本会議(議案質疑)
10日(木)	総務常任委員会
11日(金)	福祉常任委員会
14日(月)	建設文教常任委員会
18日(金)	本会議(委員長報告・討論・採決)

開会時間 いずれも午前9時30分から



清洲城では、初日の出が天主閣より見られます。どうぞお越しください。

お正月の三が日、清洲城・清洲ふるさとのやかたの開館は、次のとおりです。

《清洲城》

元日

午前6時30分～午後3時

1月2日(土)・3日(日)

午前9時～午後3時

《清洲ふるさとのやかた》

元日・1月2日(土)・3日(日)

午前9時～午後3時

※清洲城・清洲ふるさとのやかたは、1月5日(火)から通常開館いたします。

問合せ 産業課(本庁舎)

年末・年始 各施設のお休み

清須市役所 本庁舎・西枇杷島庁舎 清洲庁舎・春日支所	12月29日(火)～1月3日(日)
-------------------------------	-------------------

※年末・年始の休み中は、土曜日の窓口業務もお休みします。

新川地域文化広場(カルチバ新川)	12月28日(月)～1月4日(月)
新川ふれあい防災センター ※スポーツ課は12月28日(月)～1月4日(月)休み	12月29日(火)～1月3日(日)
新川福祉センター	12月28日(月)～1月4日(月)
飴茶庵【定休日:月曜日】	12月28日(月)～1月7日(木)
一休庵【定休日:月～木曜日】	12月28日(月)～1月3日(日)
西枇杷島会館	12月29日(火)～1月3日(日)
西枇杷島小田井公民館(にしび創造センター内)	
西枇杷島勤労福祉会館(にしびさわやかプラザ)	
西枇杷島老人福祉センター	
西枇杷島生きがいセンター(にしび創造センター内)	12月28日(月)～1月4日(月)
西枇杷島問屋記念館	
みずとぴあ庄内(庄内川水防センター)	
水の交流ステーション	12月28日(月)～1月3日(日)
清洲市民センター	
清洲勤労福祉会館(アルコ清洲) ※プールは1月1日～3日は営業 【開館時間 午後1時～6時(午後5時受付終了)】	12月28日(月)～1月4日(月)
清洲城・清洲ふるさとのやかた	12月28日(月)～31日(木)・1月4日(月)
清洲総合福祉センター	
春日公民館	12月28日(月)～1月4日(月)
春日B&G体育館	
春日老人福祉センター	12月29日(火)～1月3日(日)
はるひ美術館	12月28日(月)～1月8日(金)
市立図書館	12月28日(月)～1月4日(月)
児童館・児童センター	
子育て支援センター	12月29日(火)～1月3日(日)



年末・年始 ごみ収集のお知らせ

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

〈可燃ごみ〉

収 集 地 区		年末最終の収集日	年始最初の収集日
市内 全域	毎週月・木曜日 収集地区	12月28日(月)	1月 4日(月)
	毎週火・金曜日 収集地区	12月29日(火)	1月 5日(火)

〈不燃ごみ〉

収 集 地 区		年末最終の収集日	年始最初の収集日
市内 全域	第1・3水曜日 収集地区	12月16日(水)	1月 6日(水)
	第2・4水曜日 収集地区	12月23日(祝)	1月13日(水)
	第1・3土曜日 収集地区 ※	12月19日(土)	1月16日(土)
	第2・4土曜日 収集地区	12月26日(土)	1月 9日(土)
	※ 第1・3土曜日の収集地区(西枇杷島、清洲、新川地区の一部)は、1月の収集日が第3土曜日のみとなります。		

〈プラスチック製容器包装〉

収 集 地 区		年末最終の収集日	年始最初の収集日
市内 全域	毎週水曜日 収集地区	12月23日(祝)	1月 6日(水)
	毎週土曜日 収集地区	12月26日(土)	1月 9日(土)
	※ 水曜日の収集地区(西枇杷島、新川、清洲、春日地区の一部)の12月収集日は、第4水曜日が最終となります。土曜日の収集地区(西枇杷島、新川、清洲地区の一部)の1月収集日は、第2土曜日からとなります。		

年末・年始のリサイクルステーション

【出せる物】 新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック、雑がみ、古着、空き缶、金物、空きビン、ペットボトル(キャップ含む。)、スプレー缶、カセットボンベ類、使い捨てライター、乾電池(充電式・ボタン型除く。)

◆新川ふれあい防災センター西側

回収日 年末最終：12月25日(金) 年始最初：1月 8日(金)
時 間 午前9時～午後3時

◆清洲庁舎(駐車場)

回収日 年末最終：12月28日(月) 年始最初：1月 4日(月)
時 間 午前9時～午後4時

◆西枇杷島庁舎(西側車庫前)

回収日 年末最終：12月26日(土) 年始最初：1月 9日(土)
時 間 午前9時～午後3時

◆春日支所(春日老人福祉センター駐車場内)

回収日 年末最終：12月26日(土) 年始最初：1月 8日(金)
時 間 土 曜 日：午前9時～正午 金 曜 日：午後0時30分～4時30分



〈資源〉

収 集 地 区		年末最終の収集日	年始最初の収集日
西枇杷地区	●第2水曜日 地区	12月 9日(水)	1月13日(水)
	●第2土曜日 地区	12月12日(土)	1月 9日(土)
	●第4水曜日 地区	12月23日(祝)	1月27日(水)
	●第4土曜日 地区	12月26日(土)	1月23日(土)
新川地区	●第3水曜日 地区	12月16日(水)	1月20日(水)
	●第4水曜日 地区	12月23日(祝)	1月27日(水)
	●第4土曜日 地区	12月26日(土)	1月23日(土)
清洲地区	●第1水曜日 地区	12月 2日(水)	1月 6日(水)
	●第1土曜日 地区 ※1	12月 5日(土)	1月 9日(土)
	●第2水曜日 地区	12月 9日(水)	1月13日(水)
	●第3水曜日 地区	12月16日(水)	1月20日(水)
	●第4水曜日 地区	12月23日(祝)	1月27日(水)
※1 第1土曜日収集地区は、1月の収集日のみ通常収集日と異なります。			
春日地区	●第1土曜日 地区 ※2	12月 5日(土)	1月 9日(土)
	●第2土曜日 地区	12月12日(土)	1月 9日(土)
	●第3土曜日 地区	12月19日(土)	1月16日(土)
	●第4土曜日 地区	12月26日(土)	1月23日(土)
※2 第1土曜日収集地区は、1月の収集日のみ通常収集日と異なります。			

〈粗大ごみ〉

◆受付日時 年末最終：12月28日(月) ◆申込先 清須市シルバー人材センター
 年始最初：1月 4日(月) ☎052-400-3123
 午前9時～午後5時まで

年末・年始のし尿収集

本年のし尿収集は12月28日(月)が最終収集日です。
 新年は1月4日(月)から収集します。

◆し尿汲取り・浄化槽の清掃業者

●新川・清洲地区

株式会社サンキョークリエイト
 ☎0587-32-2541
 丸新商事株式会社
 ☎052-400-3688

●西枇杷島地区

三協商事株式会社
 ☎052-442-3091
 丸新商事株式会社
 ☎052-400-3688

●春日地区

株式会社サンキョークリエイト
 ☎0587-32-2541

★今月のエコチャレンジ「大掃除 エコ電球に取り替えて」

家電製品の中で、最も電気を使うのは電気冷蔵庫(約14パーセント)ですが、照明器具(約13パーセント)も、大きな比重を占めます。

電球型蛍光灯は白熱電球に比べ、同じ明るさで電気代は約4分の1以下、寿命も約6倍。さらにLED電球は白熱電球に比べ、同じ明るさで電気代は約7分の1～8分の1、寿命は20～40倍となり、二酸化炭素も少なく、コスト面でもお得です。

【出典：エコチャレ手帳2015(愛知県)】

■問合せ 生活環境課(本庁舎)





税だより

問合せ 税務課(本庁舎)

アルバイト・パート収入の税金

アルバイト、パート収入にも、その収入金額によって所得税、市県民税がかかります。

例えば、年収97万円(所得32万円)を超えると、市県民税がかかる場合があります。

また、年収103万円(所得38万円)を超えると、所得税がかかり親等の扶養控除の対象から外れたり、配偶者の場合は配偶者控除から外れたりします。



家屋を取り壊したら早く届出を

固定資産税は、毎年その年の1月1日現在を基準日として、所在する市町村において課税されます。

新築又は増改築などにより、家屋の全部又は一部を取り壊した場合は、速やかに税務課(本庁舎)に建築物除去届を提出してください。

また、事務所・店舗を住宅に改装、住宅を住宅以外に改造する場合も税務課(本庁舎)へお知らせください。

償却資産の申告はお早めに

毎年1月1日現在で償却資産を所有されている方は、固定資産税の課税対象になりますので、その資産について申告の必要があります。

償却資産とは土地、家屋以外の事業用資産で、機械装置、工具、器具備品、建物付属設備、構築物(舗装道路、広告塔等)などです。また、**今回の申告から法人番号(個人事業を営む方は個人番号)の記入が必要**となりますので、忘れずに記入してください。

申告期限は、毎年1月末(平成28年は2月1日(月))です。お早めに申告していただくようお願いいたします。

給与支払報告書・償却資産申告書の提出は電子申告で

提出期限は、毎年1月末(平成28年は2月1日(月))です。

電子申告は、書類の作成・仕分け・送付の手間を省き、事務の効率化に役立ちますので、ぜひご利用ください。詳しくはe-TAXホームページ(<http://www.eltax.jp>)をご覧ください。ヘルプデスクは、☎0570・081459です。(つながらない場合は、☎03・55500・7010まで)

平成28・29年度入札参加資格審査申請の受付を開始します

《受付期間 平成28年1月4日(月)～2月15日(月)》

問合せ 財政課(本庁舎)



愛知県及び県内市町村で開発・運営を行っている「あいち電子調達共同システム(CALS/ECC・物品)」を利用し、平成28年1月4日から県内一斉定時受付により、インターネットを利用して入札参加資格審査申請を受け付けます。

●電子調達システムとは・・・

入札参加資格申請に係る手続きや調達案件情報の閲覧、入札(見積)の提出・開札、入札等結果の閲覧など一連の調達手続きを、発注機関に出向くことなくインターネットを介して行うことができるシステムです。

※「あいち電子調達共同システム」では、公共工事関係(建設工事、設計・コンサル・測量)について入札、入札参加資格審査申請等を行うシステムが「CALS/ECC」となり、物品の購入・役務の提供(委託業務等)について入札、入札参加資格審査申請等を行うのが「物品等」のシステムとなります。

■建設工事、設計・コンサル・測量(CALS/ECC)

入札参加資格審査申請は、インターネットによる電子受付のみとなります。申請には、必要となるインターネット環境及び電子認証局発行

の「ICカード(ICカードリーダーを含む)が必要となります。登録開始前までにご準備ください。受付期間 平成28年1月4日(月)～2月15日(月)

登録方法

登録方法及び郵送による別送書類等詳細につきましては、あいち電子調達共同システム(CALS/ECC)のポータルサイト(<http://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.htm>)及び市ホームページをご覧ください。

■物品、役務の提供(委託業務等)【物品等】

入札参加資格審査申請は、インターネットによる電子受付のみとなります。申請には、ICカードは**ありません。**必要となるインターネット環境があれば、電子申請できます。受付期間 平成28年1月4日(月)～2月15日(月)

登録方法

登録方法及び郵送による別送書類等詳細につきましては、あいち電子調達共同システム(物品等)のポータルサイト(<http://www.buppin.e-jihitc>)及び市ホームページをご覧ください。



代表選手にご声援を! 第10回愛知県市町村対抗駅伝競走大会

12月5日(土)に愛・地球博記念公園(長久手市)において、県下54市町村参加の「愛知万博メモリアル 第10回愛知県市町村対抗駅伝競走大会」が開催されます。

選手たちは、9区間28.7キロメートルをベストを尽くし力走します。我が清須市も練習を重ね参加しますので、皆様のご声援をよろしくお願い致します。

清須プレミアム楽市券の有効期限せまる!

7月5日(日)に販売しました「清須プレミアム楽市券」(ピンク色)の有効期限は、本券にも明記されていますように、**12月31日(木)まで**となっております。

期日を過ぎますと使用できなくなります。まだ、お手元に楽市券が残っている方は、お早めにご利用いただきますようお願い致します。



■問合せ 市商工会 ☎052-400-3008

私も、この母衣衆の一員として、活動しています。衣装の甲冑は、「清洲甲冑工房」によるお手製の甲冑です。今年も10月11日に行われた「清洲城信長まつり」に参加しました。今回は、殺陣の基本十手ならぬ、「清須十手」を披露しました。武将隊と言えば、歌って踊るイメージがありますが、「信長公母衣衆」は「演出しなし」という演



「信長公母衣衆」の皆さん

「信長公母衣衆」とは、公募によって集まった清洲城ボランティアです。土・日曜日及び祝日を中心に、清洲城でお客様をお出迎えしています。母衣衆が集まった方々の共通点は、「清洲城が好き」という事と「来城された方の想い出づくりのお手伝いをしたい」という気持ちです。



「清洲城信長まつり」でのステージ
(「清洲城武将隊煌組」との共演)

ンティアや武将隊が行わないような「おもてなし」をすることで、「母衣衆に会いに行きたい」と思っていただけのようになれば、うれしいです。

清洲城には、いくつかのボランティアがあり、「清洲城武将隊煌組」という武将隊もいます。「信長公母衣衆」としては、他のボラ

「信長公母衣衆」
Shincho Komoikazari

市民記者がゆく!
まちなかWatch 7

市民記者 成瀬 瞳